

今後の新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症について、政府は2023年5月8日に感染症法上における位置づけを2類感染症から、季節性インフルエンザ等と同等の5類感染症に移行することを決定し、それに伴い政府及び都道府県の対策本部、基本的対処方針も廃止されることとなりました。

学校法人日本女子大学は、新型コロナウイルス感染症へ対応するため設置していた「コロナ危機管理委員会」を解散し、また、「学校法人日本女子大学新型コロナウイルス感染症への対応にかかる基本方針」を廃止します。今後の学園におけるすべての活動について、原則として新型コロナウイルス感染症拡大前の状態に戻すこととします。

ただし、新型コロナウイルス感染症は完全に収束していないことから、引き続き予防策を講じ、対応が必要な場合は、大学及び各附属校園が適切に判断し実施してまいります。

以上

2023年5月8日

学校法人日本女子大学
理事長 今市 涼子